

さいたま市立■■■■小学校いじめ重大事態調査報告書

さいたま市立■■■■小学校いじめ対策委員会

令和7年12月17日

さいたま市立■■■小学校におけるいじめ事案報告書

さいたま市立■■■小学校いじめ対策委員会

はじめに

本報告書は、令和6年度、さいたま市立■■■小学校5年■■■組の児童である■■■さん(■) (以下「当該児童」)が他児童(以下「関係児童」)から受けたとされるいじめ事案について、いじめ防止対策推進法(以下「法」)第28条第1項の規定に基づき、まとめたものである。

本調査は、法第22条の規定並びにさいたま市立■■■小学校いじめ防止基本方針に基づいて設置された、さいたま市立■■■小学校いじめ対策委員会(以下「委員会」)が、当該児童の保護者の意向を踏まえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月30日改訂版)」に則って行った。

なお、上記「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」10頁、11頁並びに30頁記載のとおり、本校の対応の課題点を明確にし、支援策や再発防止策を策定するため、法第23条第2項に基づく調査に係る調査資料の再分析を行ったものである。

1 事案の概要

(1) 関係する児童

当該児童 5年■■■組、■■■

関係児童 5年■■■組、■■■ ※令和■■■年■■■月■■■日転出

(2) 事案の対象

ア 令和7年3月頃、当該児童は、関係児童から金銭4万円を要求された。

※ さらに、調査の過程で、次の事案が明らかとなったため、以下の事案を追加した。

イ 令和7年1月初旬頃、当該児童は、関係児童から、■■■で好きな人をばらしただろう、と言われた。

ウ 令和7年1月初旬頃、当該児童は、関係児童から、トイレ内で腹部や足を3回ほど殴られた。

(3) 当該児童の状況及び欠席期間等

当該児童は、事案が発生した直後に1日欠席したが、それ以降、欠席はない。

(4) 事案の覚知からいじめ重大事態発生報告までの経緯

令和7年3月14日(金)放課後、担任は、当該児童より、関係児童から高額な金銭を要求されているとの相談を受けた。担任は当該児童に対して、金銭を持って関係児童との待ち合わせ場所に行かないよう指導するとともに、当該児童の保護者に連絡し、休日の見守りを依頼した。

令和7年3月17日(月)8時00分頃、担任は、当該児童の保護者より、当該児童は、すでに関係児童に4万円を渡してしまっており、関係児童を怖がっていて登校できない状態であるとの話があった。同日、学校は、関係児童から聴き取りを行い、当該児童から関係児童へ金銭の授受があったことを確認した。

令和7年3月26日(水)校長は、委員会を開催し、いじめとして認知するとともに、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるものと判断し、同日、さいたま市教育委員会へいじめ重

大事態の発生について報告をした。

2 調査の概要

当該児童の保護者と相談の上、委員会で検討し、以下の調査を行った。

(1) 調査した主体と構成員

ア 主体 委員会

イ 構成員 委員長 校長

委員 教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、スクール
ソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

(2) 調査方法

ア 当該児童からの聴き取り

イ 関係児童からの聴き取り

ウ 周辺児童からの聴き取り

3 調査結果

(1) 令和7年3月14日（金）担任が、当該児童から相談を受けた内容

ア 令和7年3月14日（金）放課後、関係児童から、待ち合わせ場所のゲームセンターに金銭（3万円）を持って来いと言われた。

イ 関係児童から、先生に言ったら、プラス50万円でぼこぼこにする、と言われた。

(2) 令和7年3月17日（月）担任が、当該児童から聴き取った内容

ア 令和7年3月12日（水）当該児童は、関係児童から、令和6年9月頃、プラスチックのカード入れをむりやり押し付けられた行為を関係児童がおごったと認識したため、カードをおごった代金として4万円を要求され、3月13日（木）8時15分頃、学校で関係児童に渡した。

イ 令和7年1月初旬頃、当該児童は、関係児童から、XXXXXXXXXXで好きな人をばらしただろう、と言われたり、トイレ内で腹部や足を3回ほど殴られたりした。

(3) 令和7年3月17日（月）担任が、関係児童から聴き取った内容

ア 令和6年9月頃、当該児童と遊んだ際、当該児童にカードをおごった代金として、当該児童から2千5百円を受け取ったことがある。受け取ったお金でカードなどを購入した。

イ その後、当該児童に対して、金銭を要求したかは覚えていない。

ウ 令和7年1月初旬頃、同じ学級のXXXXXXXXXX児から関係児童の好きな人を当該児童から聞いたと言われたことがあったので、ばらしただろうと強い口調で言った。当該児童に対して、トイレ内で腹部や足を殴った覚えはない。

(4) 令和7年3月17日（月）、18日（火）担任が、周辺児童2名から聴き取った内容

ア いずれの児童も、関係児童から当該児童への行為について、見たり聞いたりしていない。

(5) 令和7年3月31日（月）担任と5学年主任が、関係児童から聴き取った内容

ア 令和7年3月12日（水）当該児童に、おごったカードの代金として4万円を要求し、3月13日（木）8時15分頃、学校で当該児童から4万円を受け取った。

イ 9月頃、当該児童と一緒に遊んだ際、お店で当該児童にプレミアムカードを渡した。

ウ 当該児童が本当に4万円を持ってくるとは思っていなかった。

エ 当該児童と当該児童の保護者に対して、手紙を書いて謝りたい。

オ トイレ内で当該児童の腹部や足を殴った事実がある。

(6) 令和7年4月11日（金）新担任が、当該児童から聴き取った内容

ア 関係児童からプレミアムカードを受け取っていない。関係児童がカードを駐車場に隠していた。

イ 関係児童の好きな人は誰にも言っていない。

(7) 令和7年5月9日（金）新担任が、関係児童から聴き取った内容

ア カードを駐車場に隠していない。どうしたか覚えていない。

※ 後日、当該児童の祖父母に確認したが、自宅にもないとのことであった。

4 いじめの認知等

(1) いじめの定義について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第2条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

(2) いじめの有無の判断

ア 令和7年3月頃、当該児童は、関係児童から金銭4万円を要求されたという訴えについて
(結果)

令和7年3月26日（水）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童は、関係児童から、4万円を払えと言われている。その後、当該児童が関係児童に対し実際に4万円支払っていること、当該児童が実際に先生に相談していないこと、関係児童を怖がり令和7年3月17日には「登校できない状態」であったことが認められる。そして、小学5年生という発達段階において、同級生から高額な金銭を要求され、実際に金銭を支払ったという一連の事実からすると、通常であれば、不安や恐怖心を抱くようになるが、それを排斥するような特別の事情は存在しない。

したがって、関係児童の行為が当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

イ 令和7年1月頃、当該児童は、関係児童から、XXXXXXXXXXで好きな人をばらしただろう、と言われたという訴えについて

(結果)

令和7年8月28日（木）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童は関係児童の好きな人をばらしていないと言っていたにも拘らず、関係児童が、当該児童に好きな人を言っただろうと強い口調でせまったことは、双方の聴き取り内容が概ね一致しており、事実として認められることから、関係児童の行為が当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

ウ 令和7年1月頃、当該児童は、関係児童から、トイレ内で腹部や足を3回ほど殴られたという訴えについて

(結果)

令和7年8月28日（木）委員会で、「いじめ」として認知。

(理由)

当該児童は関係児童に腹部を複数回殴られたことは、双方の聴き取り内容が概ね一致しており、事実として認められることから、関係児童の行為が当該児童に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

5 学校の対応等

(1) 令和7年3月14日(金)

15時30分頃、担任は、当該児童より、関係児童から高額な金銭を要求されているとの相談を受けた。担任は、当該児童に対して、金銭を持って関係児童との待ち合わせ場所に行かないよう指導するとともに、当該児童の保護者に連絡し、休日の見守りを依頼した。また、担任は関係児童の祖母に連絡し、級友に金品を要求していることを伝え、見守りを依頼した。

(2) 令和7年3月17日(月)

ア 8時15分頃、担任は、当該児童の保護者より、すでに当該児童は関係児童に金銭4万円を渡していたとの連絡を受けた。また、関係児童を怖がっており、登校できない状態であるとの話があったため、当該児童と当該児童の保護者に来校を依頼した。

イ 10時00分頃、担任は、来校した当該児童から聴き取りを行った。

ウ 10時30分頃、担任は、関係児童から聴き取りを行った。

(3) 令和7年3月18日(火)

14時00分頃、担任は当該児童の保護者に連絡し、今後の学校の対応について伝えた。

(4) 令和7年3月26日(水)

14時00分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、本件(金銭等の要求)をいじめとして認知するとともに、いじめの重大事態として対応することを確認し、今後の対応について協議した。

(出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任兼担任、教育相談主任、学年主任)

(5) 令和7年3月27日(木)

ア 10時00分頃、校長は、教頭、担任、5学年主任とともに、当該児童の保護者、関係児童の祖母と面談し、今回の事案について説明した。また、関係児童の祖母から当該児童の保護者に対して謝罪があったことを確認した。

イ 10時20分頃、校長は、教頭、担任、5学年主任とともに当該児童の保護者と面談し、いじめ重大事態として対応する旨を伝えるとともに今後の学校対応について説明した。

(6) 令和7年3月28日(金)

ア 9時00分頃、教頭と担任は、関係児童の保護者に、当該児童と関係児童の間に起こった事案について説明した。

イ 9時00分頃、教頭と担任は、関係児童の保護者に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、本事案をいじめ重大事態として対応することを説明した。

(7) 令和7年3月31日(月)

13時00分頃、担任と5学年主任は、関係児童から聴き取りを行った。

(8) 令和7年4月11日(金)

15時30分頃、当該児童が進級したことを受け、当該児童の新担任が当該児童の保護者と面談を行った。

(9) 令和7年5月9日(金)

16時00分頃、当該児童の元担任と新担任は、関係児童と面談し、関係児童より、当該児童と当該児童の保護者宛の手紙を受け取った。また、関係児童が反省しているとの言葉があったことを確認した。

(10) 令和7年6月17日(火)

16時30分頃、校長は、当該児童の元担任、新担任とともに、当該児童、当該児童の保護者、関係児童の保護者、関係児童の祖母と面談を実施し、関係児童の保護者より改めて謝罪があったこと、受け取った金銭4万円の返金があったことを確認した。

(11) 令和7年8月28日(木)

16時15分頃、校長は、臨時の委員会を開催し、調査の過程で新たに明らかになった2件の事案をいじめとして認知するとともに、調査報告書のまとめについて協議した。

(出席者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールソーシャルワーカー)

以上の、法第23条第2項に基づく調査に係る調査結果及び本校の対応について、さいたま市スクールロイヤーによる検証、助言を受け、課題点を明らかにした。以下に、その課題点と、児童への支援策及び再発を防ぐための取組を記す。

6 課題点

「法」及び「さいたま市立■■■■小学校いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」)に照らし、本件に対する評価を行った。

- (1) 基本方針「Ⅱ本校のいじめ問題に対する基本姿勢」の3には、「いじめの早期発見、早期対応に努めます」とあるが、本件いじめには、放課後や休日における行為が含まれており、学校として児童の校外での生活実態を十分に把握できていなかった。その結果、いじめ早期発見に至らず、事案覚知後の事実確認にも時間を要する一因となった。また、当該児童と関係児童の聴き取りにおいて一致しない部分があったため、事実を確認するまでに時間を要することとなり、当該児童、当該児童の保護者が不安や恐怖を抱いたまま生活することになった。
- (2) 基本方針「Ⅱ本校のいじめ問題に対する基本姿勢」の4には、「教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的な対応をします」とあるが、高額な金銭を要求されたという重大事態に発展する恐れのある事案について相談を受けた際に、当該児童への適切な指導内容を組織的に検討する前に、担任は、当該児童の指導を行ってしまい、いじめ対策委員会への報告が事後になってしまった。さらに、調査の過程で、いじめ重大事態の発生を覚知した以前にも、関係児童から当該児童へのいじめ行為が明らかとなった際も、速やかに委員会を開催していじめを認知すべきであったが、それができなかった。関係児童が同一であっても内容が異なる場合、それぞれの事案をいじめとして認知するとの認識が学校全体で共有されていなかった。
- (3) 基本方針「Ⅱ本校のいじめの問題に対する基本姿勢」の6には、「いじめる児童に対して、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導します」とあるが、関係児童の日常的な行動に対し、学校全体での組織的な対応や支援が不十分であった。関係児童の当該児童に対するいじめ行為は、本件が発覚する前から起こっていた。関係児童の日常的な行動に対しては、保護者の協力を得ながら、関係機関との連携も視野に入れた積極的かつ組織的な対応をとるべきであったが、それが

十分にできていなかった。

7 課題点を受けた再発防止策

(1) 当該児童への支援策

- ア 定期的に面談等を行い、心のケアを行うと同時に、家庭への電話連絡も随時行い、当該児童の保護者とも連携を図っていく。
- イ 卒業学年であるため、小学校生活が楽しかったと思えるよう日々の授業や各行事等に前向きに取り組めるよう、当該児童への声かけや励ましを適切に行うなど、学年全体で対応していく。
- ウ 悩み事や相談事などがある場合は、「相談して大丈夫だ」と感じられる学校の雰囲気づくりに努めるとともに、相談できる相手や場所が身近にあることを当該児童や当該児童の保護者にも伝える。また、引き続きおはようメーター等スクールダッシュボードを注視し、当該児童の抱える不安や悩みを早期に発見できるようにする。

(2) 再発を防ぐための取組

- ア 年度当初に全教職員で、生徒指導主任が中心となり、自校のいじめ防止基本方針、いじめ防止対策推進法、重大事態に係るガイドラインをもとに、いじめを覚知してから認知するまでの流れを確認し、担任から学年主任、学年主任から管理職への報告・連絡・相談を徹底するとともに、一つ一つの事案の内容を精査して、早期発見、早期対応ができるよう全教職員の共通理解を図る。 ⇒6(1)(2)
- イ 年度当初に行う懇談会で、生徒指導部が作成した資料を基に、いじめ防止対策推進法や本校いじめ防止基本方針について説明を各担任が行い、保護者への周知を図る。 ⇒6(2)
- ウ 夏季休業中や研修日を利用し、教育相談主任が中心となり、児童理解や教育相談に関する研修を更に充実させ、教職員が児童の発する微かなサインに気付き、児童の特性に応じた支援を行えるようにする。また、教職員のいじめに対する意識を高めるために、夏季休業日等を活用し、管理職が主となってスクールロイヤーや指導主事を招聘し、いじめに係る教職員研修を定期的に行う。児童に対してもスクールロイヤーを講師とした特別講義を同様に行っていく。 ⇒6(1)(2)
- エ 安全主任が中心となり、放課後の過ごし方や金銭の管理等について発達段階に応じた指導を学級活動の授業や学年集会等で継続的に指導していくようにする。 ⇒6(1)
- オ 年間を通じて、保健教育、人権教育、「人間関係プログラム」及び「特別の教科 道徳」の活動を充実させ、一人ひとりの多様性について児童の理解を深め、児童が互いの個性を尊重できるようにする。 ⇒6(1)
- カ 行動面や心理面で問題や不安を抱える児童に対しては、各担任が保護者との連絡を密にとることはもちろんのこと、早期にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職につなげ適切な支援が行えるようにする。さらに、管理職が主となって、保護者との面談やサポート人員の配置、場合によっては教育委員会や警察、児童相談所等の外部機関とも連携し対応していく。併せて、関係児童が転出したことを踏まえ、転出先小学校への引継ぎを十分に行い、継続的な指導・支援の必要性について申し送る。 ⇒6(3)